

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 29 年 12 月 20 日日 本証券業協会

本協会では、本年4月19日から5月18日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年7月19日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記検討計画における「規制の見直しの検討に着手する事項(1件)」に関する検討結果(又は検討状況)について、下記①のとおり、御報告いたします。

また、「平成28年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等」において、「検討中」となっていた提案事項(1件)について、その後の検討状況を下記②のとおり、御報告申し上げます。

①平成29年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)			検討結果(又は検討状況)
	提案事項	提案の概要		(○検討済、△検討中)
1	協会員の従業員による信用取引	〇 信用取引やデリバティブ取引は、保有する金融 資産やポートフォリオに対するヘッジ機能を提供	•	○検討済
	及び有価証券関	するなど、投機的利益の追求を目的としない取引		「自主規制規則の改善等
	連デリバティブ 取引等の禁止の	も存在し、資産形成やリスク管理に有効な取引手 段の一つである。		に関する検討ワーキン グ・グループ」 における
	見直し	また、協会員の役職員が実際に自己で取引を行		議論では、規則見直しに
	【協会員の従業	うことにより、これまで以上に投資家の立場に立 った説明ができるようになるなどのサービスの品		ついて一部積極的な意見
	員に関する規則】	質向上が期待できるほか、信用取引は仮需要の供		はあったものの、合意形
		給による流動性の向上という機能もあることか		のため、改めて書面によ
		ら、商品の流動性の向上に資することも考えられ る。		る意見照会をした結果、 以下のような理由によ



項番	Γ	自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)	検討結果(又は検討状況)
	提案事項	提案の概要	(○検討済、△検討中)
		さらに、海外では全面的な禁止はしておらず、	り、現状維持が妥当との
		各社の方針や社内手続きによって管理・運用が任	意見が大多数を占めるた
		されており、国内における原則禁止の取扱いは海	め、規則の見直しは行わ
		外と比べて非常に厳しい規制になっている。	ないとの結論に至った。
		以上の理由から、協会員の役職員による信用取	従業員による専ら投機
		引及びデリバティブ取引を解禁し、代わりに投機	的利益の追求を目的とし
		的利益の追求を目的とした取引等の防止のための	た売買は内閣府令で禁止
		社内管理態勢の整備等を求める規制に変更しては	されているところ、一般
		どうか。	的には現物取引と比して
			信用取引等は投機的取引
			と見られることが多く、
			信用取引等の全てが投機
			的取引に該当するもので
			はないとの意見はあるも
			のの、投機的取引に該当
			しない範囲を予め設定す
			ることは容易ではなく、
			仮にその範囲を設定でき
			たとしても、その遵守の
			ための内部管理態勢の構
			築には大きな労力及びコ ストギッ悪になるしまる
			ストが必要になると考え
			られる。
			これらのことから、現し
			時点において規則改正を



項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)			検討結果(又は検討状況)
	提案事項	提案の概要		(○検討済、△検討中)
				行う積極的理由は見出し にくく、当面は現状維持 が妥当と考えられる。



②平成28年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

項番	提案事項	提案の概要		結果
2	取引所又は証券金融会社による	〇 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社に より以下の1~3の措置が採られている銘柄につ	•	〇 検討済
	規制措置が取られている銘柄に 係る説明義務の	いては、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないこと		「自主規制規則の改善等 に関する検討ワーキン グ・グループ」において
	適用除外	になっている。 しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、		検討を行った結果、本提 案について一定の方向性 は議論できると表示され
	【協会員の投資 勧誘、顧客管理等 に関する規則】	1~3に該当する銘柄を了知していると思われるが、とりわけ1の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲示され、また、証		は議論できると考えられるものの、PTS における信用取引全体の枠組みがわ
		券各社のホームページにも掲載されている。 ついては、1の日々公表銘柄については、説明 義務の対象から除外してはどうか。		かってから検討すべきで あるとの合意が得られた ため、PTS における信用取
		1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘 柄に指定した銘柄		引解禁の議論の動向を確認後、再度議論を行うこととなった。
		2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金 率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする		C C '& J / L .
		代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄 3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起 を行った銘柄		

以上